

令和 2 年 度

第 3 回 定 期 監 査 報 告 書

南 相 馬 市 監 査 委 員

目 次

1	監査の種類	1
2	監査の対象	1
3	監査の範囲	1
4	監査の着眼点	1
5	監査の主な実施内容	1
6	監査の期間	1
7	監査の実施場所及び実施日	2
8	監査の結果	2

《指摘事項》

なし

《指導事項》

なし

《検討事項等》

なし

南相馬市監査委員公表第7号

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を、南相馬市監査基準に準拠して実施し、同条第9項の規定によりその結果の概要を下記のとおり公表します。

令和2年9月25日

南相馬市監査委員 小澤 政 光

南相馬市監査委員 鈴木 昌 一

記

1 監査の種類

定期監査（8月実施分）

2 監査の対象

対 象 部 局 等	対 象 課 等
行 政 委 員 会 等	会計課、議会事務局
こ ども 未 来 部	こども家庭課、こども育成課

3 監査の範囲

平成31年4月から令和2年3月に実施した事務事業

4 監査の着眼点

- （1）予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- （2）事業の管理又は事務の執行が合理的かつ効率的に行われているか。
- （3）事務の執行は法令に基づいて適正に行われているか。

5 監査の主な実施内容

- （1）帳票簿冊等の審査
- （2）監査資料に基づく関係職員からの説明の聴取

6 監査の期間

令和2年7月17日～令和2年9月1日まで

7 監査の実施場所及び実施日

実 施 日(監査委員監査)	対 象 課 等	実 施 場 所
令和2年8月24日(月)	会計課	監査委員事務局
	議会事務局	
令和2年8月25日(火)	こども家庭課	
	こども育成課	

8 監査の結果

監査の結果、事務事業はおおむね適正に執行されていました。今後も引き続き、適正で効率的かつ効果的な事務の執行にあたってください。

《 指 摘 事 項 》

なし

《 指 導 事 項 》

なし

《 検 討 事 項 》

なし

※監査結果の区分については、指摘事項、指導事項、検討事項等（意見）に区分して記載しています。

- 指摘事項…是正又は改善を必要とする事項のうち、特に重要な事項として文書をもって指摘したもの
- 指導事項…是正又は改善を必要とする事項のうち、「指摘事項」に至らない事項で、文書をもって注意を行ったもの
- 検討事項等（意見）…特別に検討等を必要とするもの